

少額飲食費等の取り扱い

□制度の概要

平成18年度の税制改正で、交際費等の損金不算入制度の対象となる、交際費等の範囲から、「一人当たり5,000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）」が一定の要件のもとで除かれることになりました。

この規定は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されることになります。

□少額飲食費等の範囲

交際費等の範囲から除かれる飲食費（少額飲食費等）は、飲食その他これに類する行為のために要する費用とされており、飲食代（テーブルチャージ料やサービス料を含む）、ケータリングの弁当代などをいいます。

ただし、専らその法人の役員、使用人、これらの親族の飲食代（社内飲食費等）は、交際費等の範囲から除かれる少額飲食費等に含まれないことがあります。もっとも、社内の飲食費については、従来どおり、その内容等に応じて会議費、福利厚生費等に該当すれば、交際費には該当しません。

なお、親会社や子会社の役員、使用人との飲食費については、法人格が別であるため社内飲食費には該当しませんので、この規定の適用があります。

□一人当たり5,000円以下の判定

一人当たりの金額の判定に当たっては、飲食等のために要する費用を参加した者の数で除して計算することになりますが、消費税等については、法人が、税込経理方式を採用している場合には支出額に含まれ、税抜経理方式を採用している場合には、支出額に含まれないことになります。

なお、一次会、二次会が行われたような場合には、同一店舗で行われているにもかかわらず分割して支払っているような場合を除き、それぞれごとに判定を行います。

話のネタ

○赤い花に緑の葉、赤と緑は反対色で目立ちます。反対色とは、色相環で正反対の位置にある色同士のことです。この二色が隣り合わせに並ぶと、お互いの色を引き立たせ、より鮮やかに見せるので、商品の陳列にも応用されます。同じ色ばかり見続けると疲労します。手術する医師などが着る青緑色の白衣も、血の色の反対色で、疲労を抑え、集中力を持続させます。



□適用要件

一人当たり5,000円以下の少額飲食費等を、交際費等の範囲から除くための要件として、飲食等のために要する費用について、次の事項を記載した書類を保存していることが必要となります。

1. 飲食等のあった年月日
2. 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名・名称、その他
3. 飲食等に参加した者の数
4. 費用の金額、飲食店等の名称、所在地
5. その他参考となるべき事項

□ゴルフ等の接待関連飲食

ゴルフ等の接待に際して、ゴルフ場等のプレーの合間やプレー終了後に行う飲食について、ゴルフ等を主たる目的とした一連の行為のひとつとして不可分のものと考えられる場合には、この規定の適用はありませんので、その飲食代については、交際費等に該当することになります。

ただし、ゴルフ等のプレー終了、解散後に、一部の参加者で別途飲食を行うように、ゴルフ等の一連の行為とは別の行為として、単独で行われる飲食については、この規定の適用があります。